

熊本県公報

第 1 1 6 0 6 号
平成 19 年 10 月 3 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………(障害者支援総室) 1
- "……………(") 1
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(") 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定……………(") 2
- 登 載 依 頼
- 熊本県警察遺失物管理システム開発委託業務に係る一般競争入札によ
る落札者等の決定……………(警察本部情報管理課) 2
- 直接請求の連署基準数……………(選挙管理委員会) 3
- "……………(") 3
- 先導的教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
に関する一般競争入札の実施……………(教育政策課) 3
- 正 誤
- 保安林の指定施業要件の変更の予定告示の訂正……………(森林保全課) 5
- "……………(") 5
- "……………(") 5
- "……………(") 6
- "……………(") 6

告 示

熊本県告示第 831 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 46 条の規定により次の指定障害福祉サ
ービス事業者から変更の届出があった。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称 及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
株式会社コムスン 株式会社コムスント草ケアセ ンター 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の所在地	天草市城下町 6- 29	天草市小松原町 12 番 19 号	平成 19 年 7 月 24 日

熊本県告示第 832 号

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 46 条の規定により次の指定障害福祉サ
ービス事業者から変更の届出があった。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称 及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
株式会社ヴィーヴル ヘルパーステーションヴィー ヴル 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の所在地	熊本市田迎 1-7-20	熊本市田迎 1-7-9	平成 19 年 9 月 3 日

熊本県告示第 833 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所創幸 熊本市九品寺三丁目 17 番 24 号九品寺 M・IIビル 1 階	NPO 法人創幸	平成 19 年 9 月 20 日

熊本県告示第 834 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問リハビリテーション桜十字 熊本市御幸木部一丁目 1 番 1 号	医療法人桜十字	平成 19 年 10 月 1 日

熊本県告示第 835 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問リハビリテーション桜十字 熊本市御幸木部一丁目 1 番 1 号	医療法人桜十字	平成 19 年 10 月 1 日

登 載 依 頼

熊本県警察本部告示第 7 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 条）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県警察遺失物管理システム開発委託業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部警務部情報管理課
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-2048
- 落札者を決定した日
平成 19 年 7 月 26 日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社日立情報システムズ熊本営業所
熊本県熊本市水道町 9 番 31 号
- 落札金額
46,095,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 2,195,000 円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 19 年 6 月 15 日

熊本県選挙管理委員会告示第 96 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項及び第 75 条第 5 項の規定に基づくその総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項に基づくその総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

その総数の 50 分の 1 29,948

その総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 316,230

その総数の 3 分の 1 499,126

熊本県選挙管理委員会告示第 97 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 4 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数（40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

選挙区名

熊本市選挙区 155,004

八代市・八代郡選挙区 41,078

人吉市選挙区 9,971

荒尾市選挙区 15,587

水俣市選挙区 7,932

玉名市選挙区 19,468

天草市・天草郡選挙区 29,053

山鹿市選挙区 16,099

菊池市選挙区 14,115

宇土市選挙区 10,236

上天草市選挙区 9,303

宇城市選挙区 17,383

阿蘇市選挙区 8,193

合志市選挙区 14,036

下益城郡選挙区 11,133

玉名郡選挙区 12,858

鹿本郡選挙区 8,351

菊池郡選挙区 16,487

阿蘇郡選挙区 11,495

上益城郡選挙区 25,042

葦北郡選挙区 7,414

球磨郡選挙区 17,223

熊本県教育委員会公告第 13 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 10 月 3 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

ア 教員用コンピュータ 266 セット

イ サーバ 2 セット

ウ その他周辺機器及びソフトウェア

(2) 借入物品の規格、品質、入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 借入期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

(4) 納入期限 平成 19 年 10 月 31 日（水）

(5) 納入場所 要求仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、29 月賃借料率で計算すること。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種 OA 機器類）に登録された者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の（4）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書及び機能等証明書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書及び納入しようとする物品の機能等証明書を、次により提出し、承認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 10 月 3 日（水）から平成 19 年 10 月 12 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
4 に記載のとおり
- (3) 提出方法
4 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 結果の通知
競争入札参加資格確認及び機能等証明書の承認結果は、文書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館 7 階）
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2674（ダイヤルイン）
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び要求仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 10 月 3 日（水）から平成 19 年 10 月 11 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成 19 年 10 月 5 日（金） 午後 2 時
イ 場所 熊本県庁本館 10 階第 1002 会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成 19 年 10 月 16 日（火） 午後 2 時
イ 場所 熊本県庁新館 8 階第 802 会議室
- (5) 入札書の提出方法
5 の（4）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 19 年 10 月 15 日（月）までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの額に借入期間月数（29 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（4）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 - ケ 2 以上の意思表示をした入札
 - コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
 - イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申し出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入期間月数（29 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

正	誤
---	---

平成 19 年 5 月 9 日熊本県告示第 423 号（保安林の指定施業要件の変更に関する予定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	34	熊本県球磨郡山江村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、球磨郡山江村（次の図に示す部分に限る。）	熊本県球磨郡山江村（次の図に示す部分に限る。）

平成 19 年 5 月 25 日熊本県告示第 473 号（保安林の指定施業要件の変更に関する予定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	25	熊本県菊池市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、菊池市（次の図に示す部分に限る。）	熊本県菊池市（次の図に示す部分に限る。）

平成 19 年 5 月 25 日熊本県告示第 474 号（保安林の指定施業要件の変更に関する予定）

中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	42	熊本県菊池郡大津町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、菊池郡大津町（次の図に示す部分に限る。）	熊本県菊池郡大津町（次の図に示す部分に限る。）

平成 19 年 5 月 25 日熊本県告示第 475 号（保安林の指定施業要件の変更に係る予定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	3	熊本県八代市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八代市（次の図に示す部分に限る。）	熊本県八代市（次の図に示す部分に限る。）

平成 19 年 7 月 27 日熊本県告示第 655 号（保安林の指定施業要件の変更に係る予定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	26	熊本県八代市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八代市（次の図に示す部分に限る。）	熊本県八代市（次の図に示す部分に限る。）